

鉱区税

この税は、地下に埋蔵されている鉱物を採掘する権利(鉱業権)を与えられていることに対する負担として、鉱区の設定許可を受けた鉱業権者に対して課税されるものです。

●納める人

県内に鉱業権(採掘権・試掘権)を持っている人

●納める額

区 分		税 率
砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに年額200円
	採掘鉱区	面積100アールごとに年額400円
砂鉱を目的とする鉱区	河 床	延長1,000メートルごとに年額600円
	そ の 他	面積100アールごとに年額200円
石油または可燃性天然ガスを目的とする鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに年額200円×2/3
	採掘鉱区	面積100アールごとに年額400円×2/3
共同開発鉱区	探査権の共同開発鉱区	面積100アールごとに年額22円
	採掘権の共同開発鉱区	面積100アールごとに年額133円

●申告と納税

申告

鉱業権の設定、変更または消滅の登録をしたときは、登録の日から10日以内に県税事務所へ申告することになっています。

納税

毎年4月1日現在の鉱業権所有者は5月末日までに、また、年の中途で鉱業権を取得した人は県税事務所が指定した日までに、県税事務所から送付される納税通知書により納めることになります。

固定資産税

この税は本来は市町村税ですが、市町村の財政上の均衡をはかる見地から、一定限度以上の償却資産に対して県が課税するものです。

●納める人

大規模の償却資産の所有者

※大規模の償却資産とは、ひとりの納税義務者が所有する償却資産で、その合計価額が市町村が課税することのできる限度(地方税法に定める。)を超えるものをいいます。

●納める額

償却資産のうち市町村の課税限度額を超える額の1.4%

●申告と納税

県税事務所が送付する納税通知書により、4月・7月・12月・2月の4回に分けて納めることになっています。
○市町村が課税する固定資産税は、土地・家屋・償却資産に対しその所有者に課税されます。標準税率は同じく1.4%です。

狩猟税

この税は、狩猟の資格を得た人が狩猟者の登録をするときに課税されるもので、鳥獣の保護などの費用に充てられる目的税です。

●納める人

狩猟者の登録を受ける人(都道府県ごとに課税されます。)

●納める額

番号	区分	第一種銃猟免許	網猟免許	わな猟免許	第二種銃猟免許
1	県民税の所得割額の納付を要する人	16,500円	8,200円	8,200円	5,500円
2	1の人の同一生計配偶者又は扶養親族(4に該当する人を除く)	16,500円	8,200円	8,200円	5,500円
3	県民税の所得割額の納付を要しない人のうち、同一生計配偶者又は扶養親族ではない人	11,000円	5,500円	5,500円	5,500円
4	県民税の所得割額の納付を要しない人のうち、同一生計配偶者又は扶養親族で、農林水産業に従事している人	11,000円	5,500円	5,500円	5,500円
5	県民税の所得割額の納付を要しない人のうち、県民税の所得割額の納付を要しない人の同一生計配偶者又は扶養親族で、農林水産業に従事していない人	11,000円	5,500円	5,500円	5,500円

※平成27年4月1日から令和11年3月31日までの期間において、有害鳥獣の許可捕獲等をした者又は許可捕獲等に従事した者として、狩猟者の登録を受ける人は、上記税額の1/2になります。

※放鳥獣猟区(福岡県には現在ありません)のみの狩猟者の登録をする場合、上記税額の1/4になります。

豆知識

- ・「第一種銃猟免許」は、装薬銃(ライフル銃・散弾銃)を使用する場合に必要です。なお、この免許を受ければ、空気銃(ガス銃を含む)も使用することができます。
- ・「第二種銃猟免許」は、空気銃(ガス銃を含む)を使用する場合に必要です。
- ・第一種銃猟免許を受けた人が空気銃(ガス銃を含む)だけを使用する場合は、第二種銃猟免許に係る登録をすることができます。
- ・「網猟免許」は網を、「わな猟免許」はわなを使用する場合に必要です。

●申告と納税

狩猟税の申告を行う際に、県が発行する「狩猟税証紙」により納めることになっています。

●課税免除について

平成27年4月1日から令和11年3月31日までの期間において、対象鳥獣捕獲員として、狩猟者の登録を受ける人は、課税免除となります。

また、平成27年5月29日から令和11年3月31日までの期間において、認定鳥獣捕獲等事業者の従事者として、狩猟者の登録を受ける人は、課税免除となります。

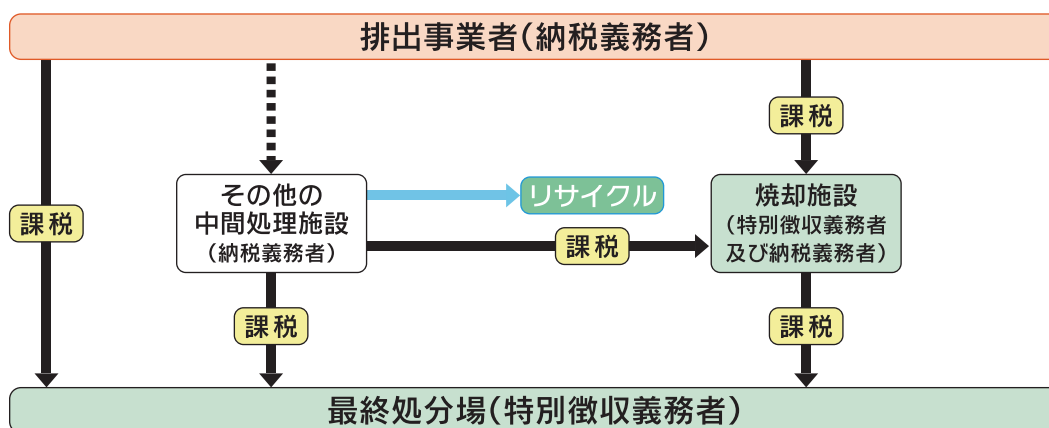
産業廃棄物税

この税は、産業廃棄物の焼却施設又は最終処分場への搬入に対して課税するもので、産業廃棄物の排出抑制とリサイクルをさらに促進し、循環型社会づくりに向けた取組みを進めるための費用に充てられる目的税です。

●税の仕組み

産業廃棄物税は、より高い排出抑制効果を図るため、排出事業者に税負担を求め、最終処分場(埋立)への搬入とともに排出に近い焼却施設への搬入に課税します。

なお、簡素な税制で幅広くリサイクルへ誘導するため、中間処理施設のうち、焼却施設への搬入のみを課税対象としています。



●納める人

県内の焼却施設及び最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者

●課税標準

県内の焼却施設及び最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

●納める額

- 焼却施設への搬入量1トン当たり 800円
- 最終処分場への搬入量1トン当たり 1,000円

●申告と納税

焼却処理業者及び最終処分業者は、排出事業者又は中間処理業者から税金を預かり、年4回(4月末、7月末、10月末、1月末)県税事務所に申告納入します。(特別徴収)

自己処理については、排出事業者及び中間処理業者(焼却処理業者を含む)が申告納付します。

●課税とならない場合

○課税の特例

特に循環型社会の形成に資するものとして知事が認定した次のような焼却施設への産業廃棄物の搬入に対しては、課税しないこととしています。

- ①産業廃棄物を原材料として再生利用する焼却施設
- ②産業廃棄物の焼却熱を回収して有効利用する焼却施設

○課税の免除

次のような場合には、課税が不適当な産業廃棄物の搬入として課税を免除することとしています。

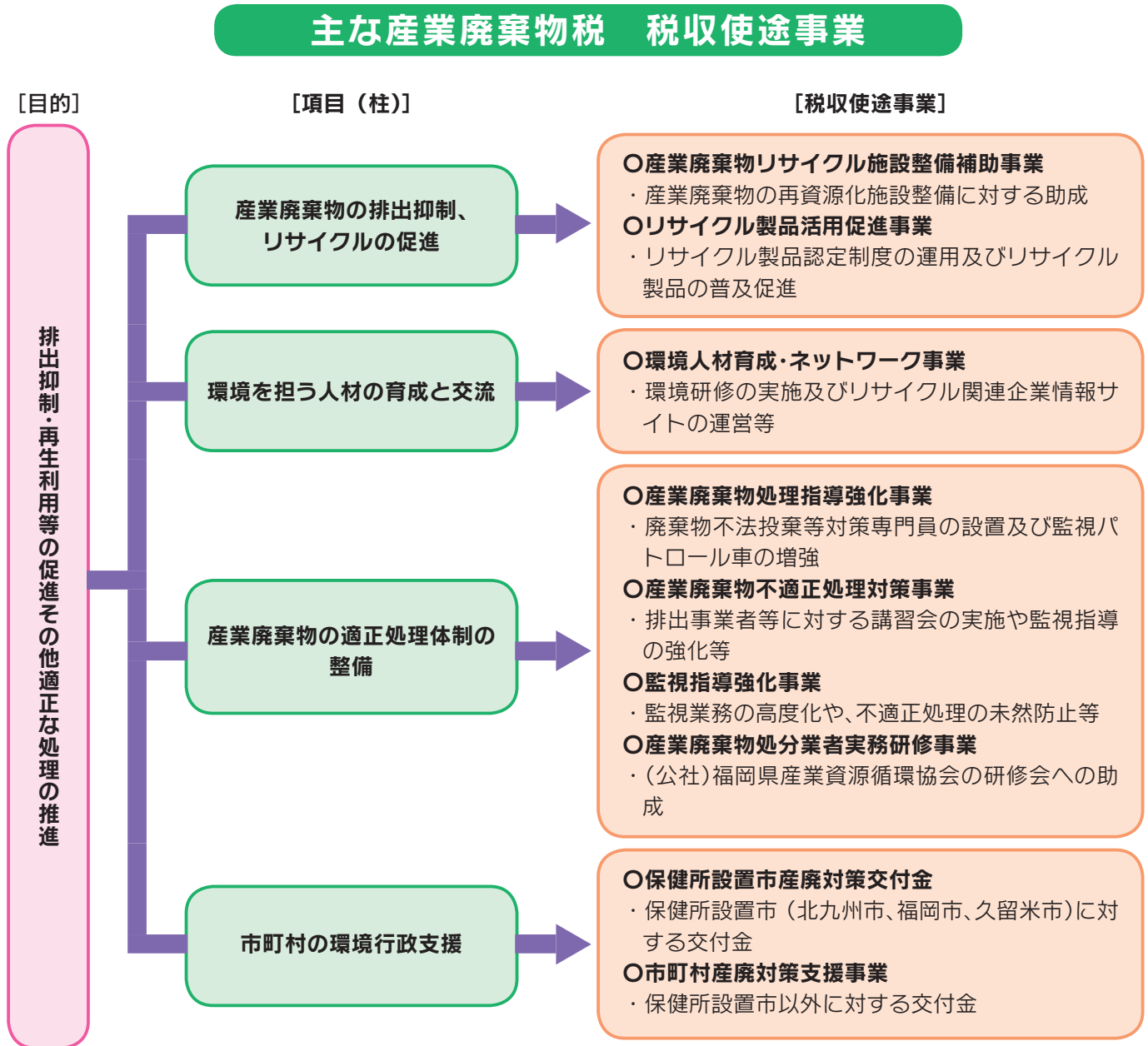
- ①北九州市に所在する最終処分場への搬入
- ②天災その他により生じた産業廃棄物の搬入で知事が別に定めるもの

● 税収の使いみち

産業廃棄物税の税収は、その目的である「産業廃棄物の排出抑制・再生利用等の促進その他適正な処理の推進」のために使われています。

目的を達成するため、「産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進」、「環境を担う人材の育成と交流」、「産業廃棄物の適正処理体制の整備」、「市町村の環境行政支援」という4つの項目（4本の柱）のもとに事業を行っています。

次の図は、税収使途事業の一例です。



● 問い合わせ先

- (1) 取扱県税事務所
福岡県博多県税事務所 課税第3課
〒812-8542 福岡市博多区博多駅東1丁目17番1号コネクトスクエア博多
TEL：092-260-6007
- (2) 税収の使いみち担当課
福岡県環境部循環型社会推進課
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
TEL：092-643-3372

おしえて!

けんぜい Q & A



産業廃棄物税編

Q

産業廃棄物税は、どのような廃棄物に対してかかるのですか？

A

廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物に大別されますが、産業廃棄物のみを課税の対象にしています。

産業廃棄物とは、事業活動に伴って排出されたごみのうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた燃えがら、汚泥、廃油、廃プラスチックなどの廃棄物のことです。

なお、家庭から排出されるごみは一般廃棄物として取り扱われ、産業廃棄物税の課税の対象になりません。

Q

産業廃棄物税は、どのような場合に課税されるのですか？

A

産業廃棄物を焼却施設で焼却した場合と、最終処分場で埋立処分にした場合に課税されます。

産業廃棄物がリサイクルされ、焼却施設及び最終処分場へ搬入されなければ、産業廃棄物税は課税されません。

Q

中間処理施設を経て最終処分場に搬入された場合の税負担はどうなるのですか？

A

中間処理業者が納税義務者となり、税を負担した中間処理業者は処理料金に「税相当額」を転嫁（上乘せ）して、排出業者に請求することになります。

なお、「税相当額」は、中間処理料金（請負契約金額）の一部であって産業廃棄物税そのものではないため、消費税の課税対象となります。

宿泊税

この税は、観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるための目的税です。

●納める人

県内の宿泊施設への宿泊者

(対象となる宿泊施設は次の事業を行う施設(以下「宿泊施設」という。)です。)

- ・旅館業法に規定する旅館業(旅館・ホテル営業・簡易宿所営業)
- ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業(特区民泊)
- ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業(新法民泊)

●納める額

宿泊施設への宿泊数×税率＝税額

宿泊施設の所在地		税 率		
		県税率	市税率	合計(1人1泊)
福岡県(北九州市・福岡市以外)		200円	—	200円
北九州市		50円	150円	200円
福岡市	宿泊料金 2万円以上	50円	450円	500円
	2万円未満		150円	200円

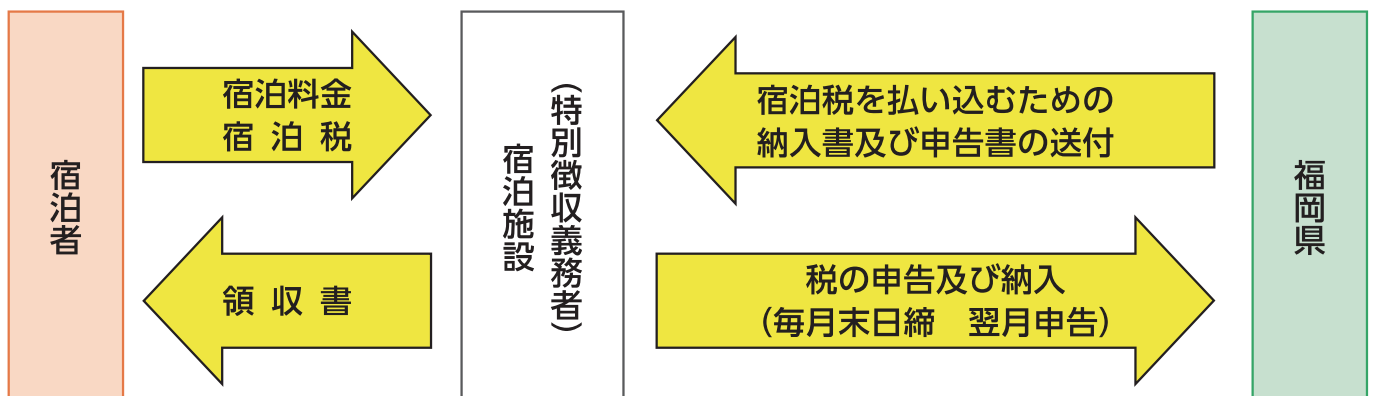
●申告と納税

宿泊施設の経営者が宿泊者から税金を預かり、毎月分をまとめて、翌月の末日までに県税事務所に申告して納めることになっています。

なお、申告者の皆様の負担軽減を図るため、所在地が北九州市及び福岡市の宿泊施設については、特例により、これらの市に県税分も併せて税金を納めることになっています。

※一定の要件を満たす場合は、申請により3か月分をまとめて申告して納めることができます。

【参考】申告納入フロー図



● 税収の使いみち

第三次福岡県観光振興指針では、(1)受入環境の充実、(2)観光資源の魅力向上、(3)戦略的なプロモーション、(4)観光振興の体制強化の4つの施策の柱を掲げています。宿泊税は、4つの施策の柱に基づき実施する観光振興施策に活用していきます。

(1) 受入環境の充実

○多言語翻訳機の設置による旅行動向の分析

福岡空港国際線、博多駅の観光案内所に多言語翻訳機を設置し、多様な言語での対応を可能にするとともに、会話ログデータから旅行者のニーズや最新トレンドを把握・分析

○ユニバーサルデザインタクシーの導入支援

国内外からの旅行者を含め、福岡県でタクシーを利用するすべての人が安心して円滑に移動できる環境を目指し、タクシーのバリアフリー化に対する助成を実施

○宿泊業における生産性向上の取組みを支援

- ・ 宿泊業専門アドバイザー等による課題整理及び解決に向けた個別経営支援
- ・ 宿泊事業者の生産性向上に資する設備導入等を支援



【ユニバーサルデザインタクシー】

(2) 観光資源の魅力向上

○新たな観光地域づくりの推進（※1）

県内6地域に設定した広域観光エリア（※2）の周遊を促進する情報発信拠点の整備を支援

（※1）福岡県では、他地域との差別化を図るための“尖った”観光テーマを設定し、「食べる、遊ぶ、泊まる」を一体的に楽しめる本県の新たな“観光の核”となる地域づくりを推進しています。

（※2）広域観光エリアの概要

エリア	テーマ	主な体験プログラム
筑前玄海エリア	イカのまち	イカ王国筑前玄海イカフェア
八女・筑後・広川エリア	クラフトのまち	オリジナルブレンド八女茶づくり
飯塚・嘉麻・桂川エリア	エネルギーの源があるまち	シャワークライミング
京築エリア	神楽の里・鬼すこい京築	森林セラピー
久留米・うきは・朝倉エリア	ヘルス&ビューティーのまち	椿オイルクリームづくり
日田彦山線BRTひこぼしライン沿線エリア	ものづくりと修験の文化が息づくまち	キャンプ飯

○サイクル・トレイルツーリズムを推進

- ・ ツール・ド・九州を契機とした、豪州・韓国からのサイクリスト誘客促進のための旅行商品の造成やプロモーションを実施
- ・ 地域のサイクリングイベントの多言語化を支援
- ・ サイクリングツアーの企画支援やレンタサイクル、ガイド、サポートカーの手配をワンストップで行う「FUKUOKA サイクリングツアーコンシェルジュ（仮称）」を開設



【インバウンドサイクリストの誘客促進】

(3) 戦略的なプロモーション

- 福岡・大分デスティネーションキャンペーン (DC) (※3)の開催
 - ・ オープニングイベント及びセレモニーの開催
 - ・ オンライン旅行会社に特設ページを掲載し、宿泊割引を実施
 - ・ 県内周遊バス旅行商品サイト「よかバス」を開設し、県内周遊促進のためのバス旅行商品を造成する県内旅行会社を支援 (DC 終了後も引き続き実施)

(※3) JR6社と地元自治体等が共同で実施する国内最大級の観光誘客キャンペーン

- 観光客の県内周遊・宿泊を促進
 - 閑散期の平日に観光客を呼び込むため、旅行代金等の一部を助成
(割引率: 宿泊・旅行代の20%、割引上限額: 3千円、実施時期: 12月～2月 (年末年始は除く))
- 国・地域別の戦略的なインバウンド誘客の実施
 - ・ 欧米豪における認知度向上と旅行傾向・嗜好に合わせた誘客促進
(豪州: 教育旅行の誘致、英国: 現地旅行会社と連携した誘客、米国: クラフトツーリズム商品の開発、仏国: インフルエンサーを活用した魅力発信)
 - ・ 台湾・香港・韓国のインフルエンサーを活用した広域観光エリア動画の配信
 - ・ タイ・バンコク都における観光プロモーション及び現地旅行会社向け商談会の開催



至福の旅!
大吉の旅!
福岡・大分

福岡・大分デスティネーションキャンペーン

【福岡・大分DCロゴマーク】



【よかバスロゴマーク】

(4) 観光振興の体制強化

- 観光業の人材育成・雇用促進
 - ・ 宿泊業の人材不足解消に向けたインターンシップの導入支援、合同会社説明会の実施
 - ・ 地域観光のリーダーを育成するため、九州産業大学が実施する人材育成プログラムの受講料の全額を助成
 - ・ 宿泊施設従業員を対象としたおもてなし研修の実施
- 観光ビッグデータを活用した旅行実態の把握
 - 金融機関のカード決済データを活用し、外国人観光客の国別、業種別の消費動向を調査



【合同会社説明会のイメージ】

●問い合わせ先

(1) 取扱県税事務所

福岡県博多県税事務所 課税第3課
〒812-8542 福岡市博多区博多駅東1丁目17番1号コネクトスクエア博多
TEL: 092-260-6007

(2) 税収の使いみち担当課

福岡県商工部観光局観光政策課
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
TEL: 092-643-3419



おしえて!

けんぜい Q&A



宿泊税編

Q

なぜ、宿泊税を導入したのですか？

A

県内の観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実、その他観光の振興を図る施策に要する経費に充てるため、県独自の安定的な財源として導入しました。

Q

違法民泊にも課税されるのですか？

A

すべての宿泊施設が対象であるため、いわゆる違法民泊についても課税の対象となります。

Q

北九州市内、福岡市内は、なぜ特例が設けられているのですか？

A

県と北九州市、福岡市は、各市域内での宿泊税に係る観光行政の役割分担を以下のとおり行うため、課税額を「県50円、北九州市150円」、「県50円、福岡市150円(450円)」とする特例を設けています。

- ・ 県は、県全体の底上げに資する広域観光推進のため、北九州市内、福岡市内宿泊者の便益にも資する広域観光に係るテーマやルート形成、広域観光プロモーション、観光振興体制の整備に関する事業を実施します。
- ・ 北九州市は、持続的な観光振興、九州の玄関口としての機能強化を推進するため、観光資源の魅力向上及び受入環境整備を含む市域における観光振興事業を実施します。
- ・ 福岡市は、九州のゲートウェイ都市機能強化やビジネス・MICEの推進のため、観光資源の魅力向上及び受入環境整備を含む市域における観光振興事業を実施します。

県税の電子申告・申請・届出サービス



エルタックス
eLTAX をご利用ください!

地方税ポータルシステム <https://www.eltax.lta.go.jp/>

福岡県では、インターネットによる県税の電子申告・申請・届出の受付を行っております。
また、電子申告した税目については、地方税共通納税システムを利用して電子納税ができます。

◆ 福岡県でご利用いただける手続

税目	電子申告	電子申請・届出
法人の県民税、事業税 及び特別法人事業税 (地方法人特別税)	◆ 予定申告 ◆ 中間申告 ◆ 確定申告 ◆ 修正申告 ◆ 均等割申告など	◆ 法人設立（設置）届 ◆ 異動届 ◆ 申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認申請 ◆ 更正請求書 ◆ 分割基準の修正に関する届出書 ◆ 災害等に係る申告書の提出期限の延長の申請書 ③ 納税管理人申告 など
※ 大法人の電子申告義務化について 令和2年4月1日以後に開始する事業年度分から、事業年度開始の時ににおいて資本金の額等が1億円を超える法人、相互会社、投資法人、特定目的会社について、eLTAXによる電子申告が義務化されました。		
県民税利子割	◆ 納入申告	①②
県民税譲渡割	◆ 納入申告	①②
県民税株式等譲渡所得割	◆ 納入申告	①②
ゴルフ場利用税	○ 納入申告	○ 特別徴収義務者登録申告書など、①②③④
宿泊税	○ 納入申告	○ 特別徴収義務者登録申告書など、①②③④
県たばこ税	○ 納付申告	○ 営業の改廃等の報告書 など、①②
軽油引取税		①②
産業廃棄物税		①②③
自動車税環境性能割		①②
自動車税種別割	—	②③
個人事業税	—	②③
不動産取得税	—	②③④
鉱区税	—	②③

※ ◆は ピーシーデスク PCdesk (DL版) 又は eLTAX 対応会計ソフトを利用、
○・①～④は ピーシーデスクネクスト PCdesk Next を利用。
※ ①更正請求
②申告書の提出期限の延長の承認申請
③納税管理人申告
④課税免除の届出

